

## 1 議事日程（第3日）

（令和3年第2回有田川町議会定例会）

令和3年6月22日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）  
日程第2 請願の審査報告について（請願第2号）  
日程第3 報告第18号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について  
日程第4 議案第33号 令和3年度有田川町一般会計補正予算（第3号）  
日程第5 議案第34号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第35号 有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第36号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第8 議案第37号 有田川町営風力発電設備条例を廃止する条例の制定について  
日程第9 議案第38号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について  
日程第10 議案第39号 財産の取得について  
日程第11 防災・減災、国土強靱化特別委員会の設置について  
追加日程第1 発議第1号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査の件  
日程第14 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
日程第15 議長への委任について

## 2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	堀 江 眞智子	2番	増 谷 憲
3番	椿 原 竜 二	4番	中 島 詳 裕
5番	星 田 仁 志	6番	片 畑 進 之
7番	谷 畑 進	8番	小 林 英 世
10番	殿 井 堯	11番	佐々木 裕 哲
12番	岡 省 吾	13番	森 谷 信 哉
15番	湊 正 剛	16番	亀 井 次 男

## 3 欠席議員は次のとおりである（2名）

9番	林 宣 男	14番	新 家 弘
----	-------	-----	-------

## 4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 椿原竜二

12番 岡省吾

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	林光彦	教育長	片嶋博
教育部長	細野正人		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

9番、林宣男君、14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、請願の審査報告について（請願第1号）を議題といたします。

請願第1号として、新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願書が、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡省吾）

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、委員会における審査結果を報告させていただきます。

去る6月8日、議会初日に当委員会へ付託されました請願第1号について、審査結果を報告いたします。

委員会は6月10日に開催し、請願第1号、新型コロナウイルス感染症対策で、医

療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願書は、慎重な審査を行った結果、賛成少数で不採択に決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告は、不採択です。

不採択に反対の方からお願いいたします。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

皆様、改めまして、おはようございます。3番、椿原竜二でございます。

請願第1号、新型コロナウイルス感染症対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書の提出についての請願、委員長報告不採択に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、経済活動や住民生活に深刻な影響を及ぼしております。また、医療関係や介護事業所における経営悪化や医療・介護従事者の人手不足の深刻化等による医療提供体制、介護サービス体系の体制の崩壊が懸念されております。感染症や自然災害に備えてしっかりとした医療提供体制、介護サービス提供体制が組めるよう、従事者の確保を進めることも切実な課題であります。地域住民の医療・福祉を守り体制の崩壊を防ぐため、国及び県に対し医療機関や介護事業所の損失補填を行い、そこに従事する職員の賃金・一時金を確保すること及び医療・介護従事者を増やし、安全安心な医療・介護体制をつくることを求める意見書の提出についての請願を採択すべきだと考え、反対とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに不採択に反対の方の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

次に、賛成の方の討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

……………日程第2 請願の審査報告について（請願第2号）……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、請願の審査報告について（請願第2号）を議題といたします。

請願第2号として、消費税凍結を求める請願が、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

去る6月8日、議会初日に当委員会へ付託されておりました請願第2号について、審査結果を報告いたします。

委員会は6月10日に開催し、請願第2号、消費税凍結を求める請願は、慎重な審査を行った結果、賛成少数で不採択に決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

今、委員長報告がありました。賛成少数ということだったんですが、私ども数人の議員が当委員会を傍聴したいという申出をさせていただいていたんですが、その点のところでは傍聴できなかったもので、この問題についての主に出された意見について紹介していただければと思います。

○議長（森谷信哉）

総務文教福祉常任委員会委員長、岡省吾君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（岡 省吾）

増谷議員の質問にお答えいたします。

総務文教福祉常任委員会に付託されました請願は2件ございました。そのうち、御質問の消費税凍結に関する請願について、委員会で出された意見の概略を報告させていただきます。

委員会では、まず請願の趣旨について内容を聞き取り、紹介議員をお招きして補足説明をしていただきました。その後、紹介議員に退席を願い、委員内による意見聴取

を行いました。

意見といたしましては、コロナ禍で国民の生活が困窮する中、国民が望んでいることではないか、消費税を凍結するに当たって、コロナ収束後の経済的な消費喚起が見込めるため請願の趣旨に賛同するとの声。その一方、消費税は福祉、教育などに充てられる目的税として導入されており、消費税を凍結すると所期の目的が達成できない、またコロナ禍において国の財政事情は非常に厳しい状況の中、赤字国債を出して対応している状況下、消費税の凍結は将来の世代に大きな負担を残してしまうことになり、請願の趣旨に賛同できないとする意見などが出されました。

意見を聞き取った後、この請願を採決して賛否を明らかにするのか、もしくは継続審査として今後の調査を必要とすべきかを諮り、全員一致で採決することと決し、その後、採決の結果、賛成少数でこの請願を不採択するものと決した次第でございます。

以上で、委員会でも出された意見並びに一連の流れについて説明を終わります。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

委員長報告は、不採択です。

不採択に反対の方からお願いいたします。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

私は、請願第2号、消費税凍結を求める請願について、ぜひとも上げていただきたいという立場で、不採択に反対する立場から討論させていただきます。

今、新型コロナウイルス感染拡大で、日本はおろか世界中で経済が低迷、廃業に追い込まれたり倒産する事業所があります。このような中で、景気刺激策として50の国・地域が税制上の支援措置をしております。付加価値税率を半分にしたりゼロにしたりしています。消費税の凍結は、事業者への納付金と違い、中間企業への手数料もなければ振込の手間もなく、最も簡素で公平で効率的な方法であります。コロナ禍で収入が減っている国民にとって、凍結は毎日の買物のたびに恩恵が生まれます。その分、消費を喚起させ、内需を支えるためにも最も有効な経済対策です。

マレーシアでは、2018年度からですが消費税をゼロにしています。それで景気が上昇し、法人税や所得税も伸びています。そして、GDPも増え、企業からの税金や受取配当金が増え、法人税や所得税の最高税率の引上げも税収増につながり、消費税を廃止した後の代替りの財源の心配もなくなっています。このように、最大の効果は国民の支援になっていることでもあります。特に所得の低い人ほど恩恵を受けます。

学生や独り親家庭、非正規の労働者、女性の自殺が多い中で女性への対策にもなりません。まさにクーポン券の直接給付と同じような役割を果たします。

凍結期間については、コロナ感染がいつまで続くか分かりませんが、終息した後、その後も経済的影響が続きますから、通年の期間が必要だと思いますが、期限限定で取りあえず緊急避難的に対応することが必要だと思えます。

凍結に伴う消費税の対応をどうするかでございますが、先ほどのマレーシアの例が示していますが、まず大企業や富裕層などへの減税や公共事業の浪費の穴埋めに使われているのが消費税の実態であります。ですから、社会保障等のためということではございません。消費税が導入されてから33年間の累積額は447兆円、一般法人3税、法人税・法人住民税・法人事業税の減収分は326兆円、ですから、減税の財源に使われているのが実態であります。

ところで、税の負担率であります。消費税導入前までは、法人税率は42%でしたが今は23.2%、所得税の最高税率も60%から45%に下がっています。主要大企業の法人3税実効税の負担率は平均で13.5%で、法定税率の平均30.8%の半分以下であります。これに反して資本金100万円以下の中小企業の負担率は15.9%に対して、資本金100億円以上の大企業の負担率は何と11.7%であります。ここに税制上の問題点があります。法人税の税率は一律であることと、租税特別措置があるからこうなります。なぜ大企業や富裕層だけを優遇しなければならないのかということでもあります。

累進課税と租税特別措置を廃止すれば、これだけでも9兆円以上の増収となります。所得が1億円を超えますと、所得税の負担率が逆に下がります。税は負担能力に応じてが基本であります。中小業者は18%の負担に対して、大企業は10%しか負担していないのが実情でありますから、公平とは当然言えません。さらに株の配当や譲渡益が分離課税となり、住民税を含めて20%と国際的にも低い税率となっております。証券税制の是正と最高税率の引上げが必要であります。

また、研究開発減税は大企業しか利用できません。応能負担が原則でありますから、現実には消費税が貧困と格差の拡大に追い打ちをかけています。所得の少ない人ほど負担になる逆進性であります。これが一番大きな問題であります。また、生計費非課税の原則にも反します。まさに憲法25条の生存権を脅かす税であります。

次に、消費税が日本を経済成長できない国にしまったことでもあります。国民の暮らしと景気、中小企業の営業を壊し、経済成長ができなくなりました。1997年から2017年の間に、世界の主要な国のGDPはアメリカ227%、イギリス170%、フランス178%、ドイツ166%ですが、日本は何と102%で、20年間ほとんど成長できていない国になってしまいました。

さらに申し上げますと、インボイスの導入問題があります。軽減税率を口実に導入したこのインボイス方式は大きな問題であります。中小業者やフリーランス、農業者

などにとって、取引における消費税額を示すインボイスは、売上高1,000万円以下の消費税免税業者も、結果的に課税業者になるよう迫られるということでもあります。これをしなければ取引から排除されます。全国の500万社のうち160万社が新たに課税業者になると見られています。個人タクシー、運送・建設の下請業者、文化芸術関係など多岐にわたります。今の販売・農家全体の9割が免税業者、免税農家ですが、これが排除されることとなります。課税事業者になれば、赤字でも税負担が求められます。

以上のことから、今のコロナ禍の中で最大の経済的効果を発揮するのが消費税の凍結であります。

先ほど委員会でどんな議論をしたのかとお聞きしましたが、私は反対される理由はないと感じました。ぜひ各位に賛同していただくことを期待して、総務文教福祉常任委員会の不採択に反対申し上げての討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに不採択に反対の方の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

次に、不採択に賛成の方の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

……………日程第3 報告第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、報告第18号、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題といたします。

この件に委員長から審査の経過及び結果について報告をお願いいたします。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

去る6月8日、議会初日に当委員会へ調査を依頼されました報告第18号、財団法人ふるさと開発公社の経営状況についての結果を報告いたします。

委員会では、産業振興部職員及びふるさと開発公社、代表理事及び専務理事を招聘し、令和2年度の決算状況について内容を聴取いたしました。昨年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令などにより、やむを得ず93日間の休業を行ったことにより、ふるさと開発公社の年間事業収入は前年度に比べ3,580万円以上減少いたしました。そのため経費の見直しなど懸命な経営努力を重ねたにもかかわらず、結果的に営業利益はマイナス2,650万円余りを計上し、町からの指定管理料や国の持続化給付金などその他の収入を加えることによって、ほぼ前年に近い利益額157万円を確保することに至りました。このような困難な状況下、公社では従業員の退職を促すこともなく、雇用の確保に尽力したことは高く評価したいと考えます。

また、客を待っているだけの営業ではなく、積極的な事業の多角化と収入の増加に向けた熱意ある取組や意欲について確認することができました。さらに町執行部に対しては、公社側の努力を評価し、困難な状況下のときこそ従来以上にしっかりとした指導とサポートを続けていくことを要請いたしました。

以上の内容から、委員会としては、報告第18号については承認するという結果になりましたことを御報告するとともに、よろしく御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第4 議案第33号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、議案第33号、令和3年度有田川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

本来は3月の当初予算で年間の全体の枠で予算を組んでくるわけですが、そういう立場からすると、6月議会での補正って本来ないというのが普通だと思うんですよ。緊急的な問題とか事故等が起こった場合に予算化されるケースが多いんですけども、それで改めてお聞きしておきたいことがございます。

まず、17ページの更生医療給付費の735万3,000円の御説明をいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）



福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

こちらは、生活保護の方の1名の更生医療費分です。財源といたしましては、国負担金2分の1、県負担金4分の1となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これは、いわゆる血液を変えるあの医療のことに該当するのでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

こちらのほうは、更生医療に該当する心臓疾患と、それから入院の腎臓疾患に関するものでございます。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、同じページの児童福祉総務費の時間外勤務手当の50万円の説明をお願いします。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金に係る職員の時間外勤務手当でございます。財源は全て国庫補助金で賄われます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

同じく17ページの消耗品の30万円の御説明をいただけますか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

こちらも子育て世帯生活支援特別給付金に係る消耗品です。財源は全て国庫負担金で賄われます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

同じく17ページのプログラム変更委託料の198万円の御説明をいただきたいと  
思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

こちらも子育て世帯生活支援特別給付金に係る現行の児童手当システムの変更委託  
料です。財源は全て国庫補助金で賄われます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、19ページの、今回、ごみ置場設置補助金40万円が組みられていますけども、  
場所はどこにあるのか御説明をいただきたいといます。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

増谷議員の御質疑にお答えします。

ごみ置場設置補助金につきましては、当初予算において180万円を計上させてい  
ただいておりました。ですけども、例年以上に各区からの要望が多く、ほとんど予算  
を消化しているところです。つきましては、緊急な修繕用としまして40万円を計上  
させていただいております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これはどこのごみ置場ですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

箇所は決まっておりません。緊急に修繕が必要になった場合に、40万円を使って  
補修させていただくということです。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

同じく19ページの農業総務費の会計年度任用職員報酬113万7,000円の御説明をいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

増谷議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、産業課職員が育児休暇を取得しましたことで、7月から来年3月までの9か月分の会計年度任用職員の報酬を計上させていただきました。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第5 議案第34号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第34号、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第35号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第35号、有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第7 議案第36号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議案第36号、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第36号について質疑をさせていただきます。

今回、消防団員の定数を変更する内容でございますが、せんだっても一般質問でこの問題を取り上げられておりました。定数を削減するという事は、今の実態に合わ

すということだったと思うんですけども、予想ですが、今後も高齢化の中で人員も減ってくるのが予想されますので、場合によったら今後も定数を減らす、こういうことになるのかどうか確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

消防団員の確保については、大変重要なことであると認識しております。今後においても、積極的に取り組んでいくべきことであると考えておりますが、人口減少や高齢化に伴い、さらに減少していくというようなことがあれば、状況に応じて対応していく必要があるとこのように考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

実態に合わすということであれば、また定数を減らしていく可能性もあるという答弁だったと思うんですけども、努力をしたいということだったと思いますが、ある程度の消防団員の定数の目安みたいなものを設定して、これ以上は減らさないで頑張りたいというそういう考えはないですか。

○議長（森谷信哉）

消防長、中碓準君。

○消防長（中碓 準）

特に定数の目安というものは、現状ある消防団員の数というのが一つの確保していく目安とは考えておりますけども、団の中で話していくと、吉備支団管内では確保はできているという中で、山間部地域では、今後においても人口減少と高齢化で非常に厳しい状況であるというふうなことであるんで、できるだけ確保には務めていきたいと思うんですけども、そういう自然現象についてはなかなか難しい面もあると考えております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第8 議案第37号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、議案第37号、有田川町営風力発電設備条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第9 議案第38号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、議案第38号、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

……………日程第10 議案第39号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、議案第39号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第39号、財産の取得についてであります。

今回、2トンパッカー車の購入ということですが、ごみ収集の事業所向けの研修会の合言葉は、安全は全てに優先されるということであります。そこで、今回購入するパッカー車の仕様について、労働安全対策がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

今回の仕様につきましては、安全対策として、車両に巻き込まれ被害軽減装置を導入しております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今回のパッカー車は安全対策を持った新しい型ということであるんですが、清掃業務というのは、慣れてきますと往々にしていろんなことが考えられますので心配するわけなんですけども、そこで清掃業務における安全衛生管理要綱というのを国のほうでつくっておられますよね。それに基づいてごみ収集業務における安全衛生対策が具体的にしては悪いものとか明記されていると思うんです。委託業者へのその点でのこういう要綱の周知徹底とか、また事業者から業務報告なんかあるのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

安全衛生管理要綱、これは国がつくっている要綱なんですけども、清掃業者が遵守すべき要綱だと存じております。委託者としましては、要綱を遵守するよう、必要が

あれば指導してまいります。

報告につきましては、何か問題というかあったときには報告を受けております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第11 防災・減災、国土強靱化特別委員会の設置について……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、防災・減災、国土強靱化特別委員会の設置についてを議題といたします。

町民の生活を守るとともに町域の保全を図るには、国土強靱化に基づいたインフラ整備を強力にかつ迅速に進めていく調査研究を行い、行政に対し提言を行うことが必要なため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員で構成する防災・減災、国土強靱化特別委員会を設置することにしたいと思っております。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、8人の委員で構成する防災・減災、国土強靱化特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました防災・減災、国土強靱化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、増谷憲君、谷畑進君、林宣男君、殿井堯君、佐々木裕哲君、岡省吾君、湊正剛君、亀井次男君を指名したいと



思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した8人の方を防災・減災、国土強靱化特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 10時08分

再開 10時08分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

防災・減災、国土強靱化特別委員会から、正副委員長の互選結果について報告がありました。

防災・減災、国土強靱化特別委員会委員長に湊正剛君、副委員長に亀井次男君が決定いたしました。

暫時休憩します。各委員会の閉会中の継続調査の件名表をお配りしますので、そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 10時08分

再開 10時10分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この際、提案したいことがありますので、ぜひ諮っていただきたいんですが。

○議長（森谷信哉）

この動議に対して賛成する方はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 10時11分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

この動議は、有田川町議会会議規則第16条に規定する1名以上の賛成議員が必要です。

お諮りします。

増谷憲君の動議に賛成の方は挙手願います。

〔挙手1名以上〕

○議長（森谷信哉）

挙手1名以上であります。

よって、増谷憲君の提案した動議は成立いたしました。

この動議については、有田川町議会会議規則第14条第2項の規定により、文書によって議長への提出を願います。

しばらく休憩いたします。休憩中に委員会室で議会運営委員会を開催いたします。委員の方はよろしく願います。

また、議会運営委員会終了後、4階第1会議室で全員協議会を開催いたします。どうかよろしく願います。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 10時44分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書の提出について、増谷憲君より提出されました。

賛成議員は、堀江眞智子君であります。

この議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 10時45分

再開 10時46分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………追加日程第1 発議第1号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第1、発議第1号、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることが求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ただいま意見書の提出について、議事日程に挙げていただきまして、ありがとうございます。私のほうから、この問題については、意見書案をもって提案とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることが求める意見書（案）。

政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を今年の7月から8月にかけて開催するとしている。しかし、今なお新型コロナウイルス感染拡大は世界でも日本でも繰り返し、収束の兆しが見られない。こうした中、海外メディアは、開催は最悪のタイミング、一大感染イベントになると指摘している。また、共同通信の全国世論調査では、東京大会は中止・再延期をすべきとの声は72%にも上がり、開催すべきは24.5%しかない。

近県で和歌山県との交流が深い大阪は、現在でも第4波の最中にあり、医療崩壊が迫り、大阪府民の生命が脅かされている状況が続いている。このままオリンピック・パラリンピックを開催した場合、海外から来日する競技者や関係者だけで少なくとも10万人規模となり、和歌山県内への移動等も含め、全国に感染が拡大する危険がある。多くの医師、看護師や病院をオリンピック・パラリンピックに動員することは、危機的な医療体制にさらに重荷を負わせることになる。

オリンピック・パラリンピックは全世界の競技者で公平に協議を行えることが前提であり、また観戦もできないことが予想される中で、世界的なコロナ禍の下で開催できるという前提が損なわれている。国により感染状況や医療体制が異なり、競技や練習の環境にも大きな差が生まれている中で、出場を予定している競技者からも強い懸念と不安が表明されている。さらに医療への負担を理由に、ホストタウンを辞退する

自治体が相次いでいる。これらを踏まえても、このまま開催すべきでないことは明らかである。

政府は、開催権限はＩＯＣにあると主張しているが、開催国の政府が国民の命を最優先にする立場から中止を決めた場合、ＩＯＣはそれを覆すことはできない。よって、政府及び国会は今夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を決断し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げるとともに、競技者が真に競技をできる支援策を講じることを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先については、内閣総理大臣や東京オリンピック・パラリンピック担当大臣としております。どうか皆さんの御賛同を得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（森谷信哉）

挙手少数であります。

よって、本案は否決しました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 １０時５１分

再開 １０時５２分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第１２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。  
議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしく願いいたします。

……………日程第 1 3 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 3、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく願い申し上げます。

……………日程第 1 4 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第 1 4、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各特別委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること

に決定いたしました。閉会中、よろしくお願ひいたします。

……………日程第15 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回有田川町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 10時56分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            森   谷   信   哉

3 番 議 員            椿   原   竜   二

12 番 議 員            岡            省   吾